

証券コード 6461
平成28年6月10日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号
日本ピストンリング株式会社
取締役社長 山本 彰

第122回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第122回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号
N P R 与野ビル（当社本社ビル）2階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第120期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第120期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当社は、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」を、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.npr.co.jp/>）に記載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」は、報告事項に関する添付書類と共に会計監査人および監査役の監査対象となっております。
 - ◎ なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.npr.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国においては雇用・所得の改善を背景に、景気回復が緩やかに続いたものの、中国をはじめとするアジア新興国は景気減速の影響等により、先行きの不透明感が強まりました。また、国内では経済政策や金融政策を背景に企業収益や雇用・所得環境の改善がみられましたが、年度後半においては株価下落や円高等により景気は足踏み状態となりました。

当グループが関連する自動車業界におきましては、グローバルな生産台数が増加基調であったこと等により、売上高は521億99百万円と前年同期比1.0%増となりました。

損益面におきましては、償却負担が増加したものの、原価低減の効果や退職給付費用の軽減等により、営業利益は25億49百万円と前年同期比30.9%増、経常利益は24億42百万円と前年同期比12.4%増、また、親会社株主に帰属する当期純利益は16億5百万円と前年同期比26.1%減となりました。これは前年同期に特別利益として投資有価証券売却益や補助金収入を10億56百万円計上しましたが、当期の特別利益は補助金収入の99百万円であったことによるものであります。

なお、財政状態におきましては、借入金を返済したことにより、有利子負債は172億5百万円と前期末に比べ4億97百万円減となりました。また、自己資本は288億40百万円となり、自己資本比率は45.2%となりました。

次に、当連結会計年度の業績をセグメント別にご報告申し上げます。

イ. 自動車関連製品事業

自動車関連製品事業は、中国をはじめとするアジア新興国の景気減速の影響を受けたものの、北米市場における販売が好調であったこと、また非日系自動車メーカー向けの拡販が進んだことにより、売上高は450億31百万円と前年同期比0.7%増となりました。

- (a) ピストンリング
非日系自動車メーカー向けの拡販が進んだものの、アジア新興国の景気減速の影響を受け、売上高は234億19百万円と前年同期比4.1%減となりました。
- (b) バルブシート
北米における販売が好調であったことにより、売上高は102億57百万円と前年同期比16.2%増となりました。
- (c) その他自動車関連製品
その他自動車関連製品における売上高は、113億55百万円と前年同期比1.2%減となりました。

□. 船用・その他の製品事業

船用・その他の製品事業における売上高は、22億43百万円と前年同期比6.0%減となりました。

ハ. その他

商品等の販売事業を含むその他における売上高は、49億24百万円と前年同期比8.3%増となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、44億67百万円となりました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、長期借入金29億92百万円を調達し、長期借入金23億11百万円を返済いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
特記すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第117期 (平成25年3月期)	第118期 (平成26年3月期)	第119期 (平成27年3月期)	第120期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高 (百 万 円)	47,018	50,430	51,657	52,199
経 常 利 益 (百 万 円)	2,184	1,733	2,172	2,442
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百 万 円)	2,013	1,352	2,173	1,605
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)(注)	245.05	164.54	264.45	195.28
総 資 産 (百 万 円)	61,241	62,073	67,264	63,747
純 資 産 (百 万 円)	22,716	25,111	31,325	29,357

(注) 平成27年10月1日を効力発生日として、10株につき1株を割り当てる株式併合を実施しました。
第117期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (出資額)	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社日本リングサービス	40百万円	100%	自動車・船舶用部品等販売
株式会社日ピス福島製造所	1,612百万円	100%	自動車用部品等製造
株式会社日ピス岩手	490百万円	100%	自動車用部品等製造
エヌピーアール オブ アメリカ社	40US\$	100%	自動車用部品等製造・販売
サイアム エヌピーアール社	85,000千BAHT	100%	自動車用部品等製造
エヌピーアール オブ ヨーロッパ社	2,500千EUR	100%	自動車用部品等販売
エヌティー ピストンリング インドネシア社 (注3)	23,400千US\$	100%	自動車用部品等製造
日環汽車零部件製造 (儀征) 有限公司	140,049千元	100%	自動車用部品等製造
エヌピーアール シンガポール社	118百万円	90%	自動車用部品等の包装・販売
エヌピーアール マニュファクチュアリング インドネシア社	15,000千US\$	100%	自動車用部品等製造
エヌピーアール オートパーツ マニュファクチュアリング インディア社 (注4)	385百万Rs	100%	自動車用部品等製造
儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司	54,630千元	50%	自動車用部品等製造

(注) 1. 資本金 (出資額) は平成28年3月31日現在の額を表示しております。

2. 当社の議決権比率は間接所有も含みます。

3. エヌティー ピストンリング インドネシア社の資本金 (出資額) の0.004%は、当社の子会社である株式会社日ピス岩手が出資しております。

4. エヌピーアール オートパーツ マニュファクチュアリング インディア社の資本金 (出資額) の1%は、当社の子会社である株式会社日ピス福島製造所が出資しております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

世界経済は、米国においては景気が底堅く推移するものと見込まれる一方、中国をはじめとするアジア新興国の景気減速の影響等により、先行きの不透明感が強まっております。当グループが関連する自動車業界は、景気変動による事業環境の変化はあるものの、世界的な環境問題への対応の強化から、低燃費・排ガス規制等へのニーズは今後一層高まるものと考えられます。

当グループは、事業構造改革は継続しながらも更なる成長を図るべく「100年企業への土台作り」をすすめております。そのなかでは、海外市場を中心として、既存製品であるピストンリング、バルブシートの新たな需要を取り込むことによる拡販や、当グループの固有技術と新規事業により市場を開拓し、新たな事業機会の獲得をすすめるべく、平成30年3月期を最終年度とした第六次中期経営計画にて、「100年企業への土台作り～マーケティング&イノベーションによる企業価値向上～」を基本方針とし、以下の重点施策に取り組んでおります。

【目標値（平成30年3月期）】

売上高：550億円以上 営業利益率：7%以上

【重点施策】

- (1) 製品の差別化による戦略機種の獲得
- (2) 革新的モノづくりの推進
- (3) 新製品（非自動車エンジン部品）の事業化推進
- (4) 人材育成強化による「世界最高品質の追求」
- (5) CSR活動の強化

(5) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

当グループは、当社および子会社14社の計15社で構成され、自動車関連製品（ピストンリング、バルブシート、その他自動車関連製品）と船用・その他の製品の製造、販売およびこれらに附帯する事業を行っております。

区 分		主 な 製 品
自動車関連製品	ピストンリング	自動車用・二輪車用・その他各種内燃機関連ピストンリング
	バルブシート	自動車用・二輪車用・その他各種内燃機関連バルブシート
	その他自動車関連製品	組立式焼結カムシャフト、鋳鉄カムシャフト、シリンダライナ
船用・その他の製品		船用関連部品、汎用エンジン用部品、家電用部品、医療機器部品
その他		商品

(6) 主要な営業所および工場 (平成28年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所および工場

事業所	所在地
本社	埼玉県さいたま市
営業部・営業所	東京 (埼玉県さいたま市)、名古屋、大阪、広島、福岡、仙台、札幌
工場	栃木県下都賀郡野木町

② 子会社

子会社の名称	所在地
株式会社日本リングサービス	埼玉県さいたま市
株式会社日ピス福島製造所	福島県伊達郡川俣町
株式会社日ピス岩手	岩手県一関市
株式会社日ピスビジネスサービス	埼玉県さいたま市
エヌピーアールオブアメリカ社	アメリカ ケンタッキー州バーズタウン市
サイアムエヌピーアール社	タイ サラブリー県
エヌピーアールオブヨーロッパ社	ドイツ コルンタール/ミュンヒンゲン町
エヌティーピストンリングインドネシア社	インドネシア 西ジャワ州スルヤチプタ市
日環自動車部品製造(儀征)有限公司	中国 江蘇省儀征市
エヌピーアールシンガポール社	シンガポール
エヌピーアールマニュファクチュアリングインドネシア社	インドネシア 東ジャワ州パスルアン市
イーエーアソシエーツ社	マレーシア スランゴール州スバン・ジャヤ市
エヌピーアールオートパーツマニュファクチュアリングインドネシア社	インド カルナタカ州コラール地区
儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司	中国 江蘇省儀征市

(7) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,796名	32名増

(注) 臨時従業員等は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
662名	13名増	38.8歳	15.7年

(注) 臨時従業員等は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社新生銀行	2,904 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,214
株式会社三井住友銀行	1,854
株式会社埼玉りそな銀行	1,826
株式会社日本政策投資銀行	1,691

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 19,545,000株
- ② 発行済株式の総数 8,374,157株
- ③ 株主数 8,539名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	552千株	6.72%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	281	3.42
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	259	3.15
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	196	2.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	194	2.37
株 式 会 社 新 生 銀 行	165	2.01
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	157	1.91
CBHK-CBLDN KIA FUND 132 STATE STREET	152	1.85
日 本 ピ ス ト ン リ ン グ 持 株 会	152	1.85
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	148	1.80

(注) 持株比率は自己株式 (154千株) を控除して計算しております。また、持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成28年3月31日現在)

名称 (発行決議日)	保有人数	新株予約 権の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権 の払込金額 (1株当たり)	新株予約権の 行使に際して 出資される財 産の価額 (1株当たり)	権利行使期間
第1回新株予約権 (平成20年6月27日)	当社取締役 3名	54個	普通株式 5,400株	1,450円	1円	平成20年8月1日～ 平成45年7月31日
第2回新株予約権 (平成25年6月27日)	当社取締役 6名	83個	普通株式 8,300株	1,460円	1円	平成25年8月1日～ 平成50年7月31日
第3回新株予約権 (平成26年6月27日)	当社取締役 6名	74個	普通株式 7,400株	2,040円	1円	平成26年8月1日～ 平成51年7月31日
第4回新株予約権 (平成27年6月25日)	当社取締役 6名	79個	普通株式 7,900株	1,900円	1円	平成27年8月1日～ 平成52年7月31日

- (注) 1. 取締役には社外取締役は含まれておりません。
2. 新株予約権の行使の条件は、以下の通りであります。
① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 ま た は 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長 (代表取締役)	山 本 彰	監査室担当
取 締 役 副 社 長 (代表取締役)	大 石 滋	経営管理部・総務部・情報システム部担当、株式会社日ピス岩手取締役社長、エヌピーアール オブ アメリカ社取締役、サイアム エヌピーアール社取締役会長、日環自動車部品製造（儀征）有限公司 董事
常 務 取 締 役	坂 本 裕 司	営業企画部・東京営業部・名古屋営業部・大阪営業部・国際営業部・船用事業推進部・株式会社日本リングサービス担当、エヌピーアール オブ ヨーロッパ社取締役、儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司 董事
常 務 取 締 役	大 谷 正 明	品質保証部・生産管理部・生産技術第一部・生産技術第二部・生産技術第三部担当、株式会社日ピス福島製造所取締役社長、日環自動車部品製造（儀征）有限公司 監事、エヌピーアール オートパーツ マニュファクチュアリング インディア社取締役
取 締 役	高 橋 輝 夫	栃木工場・技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・技術開発部・新製品事業推進部担当、株式会社日ピス岩手取締役、エヌピーアール オブ アメリカ社取締役、儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司 董事
取 締 役	藤 田 雅 章	経営企画部長、経営企画部・経理部・海外事業部担当、株式会社日ピス福島製造所取締役
取 締 役	川 橋 正 昭	埼玉大学名誉教授、東京高等裁判所専門委員、東京地方裁判所専門委員、大阪地方裁判所専門委員
取 締 役	南 雲 良 介	
常 勤 監 査 役	西 城 宏 人	株式会社日ピス岩手監査役
常 勤 監 査 役	鈴 木 保 雄	株式会社日ピス福島製造所監査役、株式会社日本リングサービス監査役
監 査 役	石 橋 博	丸の内総合法律事務所弁護士、株式会社松屋社外監査役
監 査 役	本 間 義 昭	朝日生命保険相互会社代表取締役専務執行役員、第一工業製菓株式会社社外取締役、株式会社専協社外取締役
監 査 役	高 井 治	名古屋大学名誉教授、関東学院大学工学部教授、関東学院大学材料・表面工学研究所副所長、株式会社JCU社外監査役

(注) 1. 取締役川橋正昭氏および取締役南雲良介氏は、社外取締役であります。また、同両氏については、株式会社東京証券取引所が確保することを義務付けている一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届出ております。

2. 監査役石橋博氏、監査役本間義昭氏および監査役高井治氏は、社外監査役であります。また、同3氏については、株式会社東京証券取引所が確保することを義務付けている一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届出ております。
3. 監査役の方針および会計に関する知見は、次のとおりであります。
常勤監査役西城宏人氏は、当グループの経理部門において長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2)	208百万円 (13)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	54 (16)
合 計	14	263

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の限度額は、平成18年6月29日開催の第112回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、平成20年6月27日開催の第114回定時株主総会決議において、別枠で取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額を年額70百万円以内と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬等の限度額は、平成18年6月29日開催の第112回定時株主総会において年額55百万円以内と決議いただいております。
 4. 上記報酬等の額には、平成27年6月25日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役6名に付与した新株予約権15百万円（報酬等としての額）を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職先と当社の関係

氏名	重要な兼職先	当社と重要な兼職先
社外取締役 川橋正昭	埼玉大学名誉教授 東京高等裁判所専門委員 東京地方裁判所専門委員 大阪地方裁判所専門委員	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役 石橋博	丸の内総合法律事務所弁護士 株式会社松屋社外監査役	当社は丸の内総合法律事務所と法律事務に関する顧問契約を締結しております。株式会社松屋とは重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役 本間義昭	朝日生命保険相互会社代表取締役専務執行役員 第一工業製薬株式会社社外取締役 株式会社専協社外取締役	朝日生命保険相互会社は当社株式を259千2百株保有しております。その他のいずれの兼職先とも重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役 高井治	名古屋大学名誉教授 関東学院大学工学部教授 関東学院大学材料・表面工学研究所副所長 株式会社JCU社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
社外取締役 川橋正昭	当期開催の取締役会13回全てに出席いたしました。学識経験者としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・意見を適宜述べております。
社外取締役 南雲良介	平成27年6月25日に就任後、当期開催の取締役会10回全てに出席いたしました。企業経営経験者としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・意見を適宜述べております。
社外監査役 石橋博	当期開催の取締役会13回中12回出席、監査役会9回全てに出席いたしました。弁護士として、主に法見地から、業務の適正性を図るための意見を適宜述べております。
社外監査役 本間義昭	当期開催の取締役会13回全てに出席、監査役会9回全てに出席いたしました。企業経営者の見地から、業務の適正性を図るための意見を適宜述べております。
社外監査役 高井治	当期開催の取締役会13回中9回出席、監査役会9回中7回に出席いたしました。学識経験者としての見地から、主に技術に関する意見を適宜述べております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前年度の監査計画と実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠や監査報酬の推移を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をいたしました。
2. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、支払額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定められた監査役会による会計監査人の解任事由または、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合等、諸般の事情を考慮のうえ、会計監査人について解任または不再任の必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を決定し、「会計監査人の解任または会計監査人の不再任を株主総会に付議すること」を取締役に請求いたします。

監査役会が会計監査人を解任した場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

なお、平成28年4月25日付の取締役会において、一部改定の決議をしております。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、当グループを対象とした「コンプライアンス行動指針」を制定し、当グループの役員及び従業員が法令・企業倫理・社内規定遵守の観点から適切な日常行動を取り続けるよう指導している。また、新たな業務に関連する法令の制定・改正があれば、適時、具体的施策をもって対応している。
 - ロ. 「コンプライアンス行動指針」の制定と同時に、「コンプライアンス相談窓口」を開設し、公益通報者保護法の適用のもと、当グループの役員及び従業員が違法・不当と思える行為を発見した場合に直ちに相談できる体制を構築している。
 - ハ. 当グループは、「コンプライアンス行動指針」において、反社会的勢力との関係遮断及びそれらに対する組織的対応について規定し、当グループの役員及び従業員への周知を図っている。
 - ニ. 当社は、金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書の作成を適正に行うため、「財務報告に係る内部統制方針書」を取締役会において決議し、また、「『財務報告に係る内部統制』に関する規定」を制定し、取締役社長以下、当該内部統制を実現するための体制を構築し、運用する体制を整えている。
 - ホ. 当社の監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、取締役の職務の執行状況を監査している。また、監査室を設け、当グループの社内業務に関して、法令及び社内規定に対する違反の有無を確認する業務監査を実施し、監査役と緊密な協力関係を構築している。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 当社は、当社の組織、制度その他業務の運営に関して社内規定（「経営一般に関する文書体系」）を有している。そして、その中の「標準類管理規定」を定めて、当社における規定類の制定・改廃・配布等の維持管理をしており、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関しても、当該「標準類管理規定」に基づいて処理することとしている。

- ロ. 当社の経営に関わる重要な情報の保護及び外部流出の防止に関しては、「情報管理規定」を定め、それに基づき管理を行っている。
- ハ. 各主管部門が作成した規定類は、管理担当部門が厳正に審査・登録・保管・管理している。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社は、当グループを対象としたリスクマネジメント部会を設置し、当社の事業を取り巻くリスクの抽出、算定、評価を行い、リスクの低減を継続的に図っている。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 当社は、執行役員制を導入し、取締役会において意思決定された業務を取締役社長の指揮監督のもとに執行している。当制度により、取締役から執行役員への権限委譲が可能となり、経営の効率化を図っている。
ロ. 業務執行の迅速化のため、業務執行部門に担当役員制を導入している。当社の取締役は、年に2回「業務計画ヒアリング」を行い、当社子会社を含む各部門の立てた計画の承認及び実績の報告を受けている。
ハ. 取締役会以外に、以下の会議体を定期的開催し、多様な意見の聴取及び取締役会の方針の浸透を推し進めている。
(a) 経営戦略会議
取締役および取締役社長が指名する執行役員をもって構成し、経営戦略や経営計画等を討議している（原則月2回開催）。
(b) 経営執行会議
取締役、監査役、執行役員、部門長等をもって構成し、業務の進捗状況の管理その他重要案件の周知徹底を図っている（原則月1回開催）。
- ⑤ 当グループにおける業務の適正を確保するための体制
イ. 当社は、関係会社各社の発展と相互の利益の促進のため、「関係会社管理規定」を定めて、子会社に対する適正な管理を行っている。
ロ. 当社の社内監査役は、国内の重要な連結子会社において監査役を兼務している。この体制は、国内連結子会社に対し、当社の監視監督機能が効果的に働くことを目的として構築されている。
ハ. 当社は、取締役及び監査役が出席する「国内事業報告会」及び「海外事業報告会」をそれぞれ年に2回開催し、関連会社各社の業務実績の報告及び計画の承認を行っている。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- イ. 当社は、「監査役監査規定」において、監査役が、必要に応じ、取締役、執行役員の同意を得て、会社従業員の中より適当な補助者を求めることができる旨を定めており、その必要性が生じた場合は当該規定に基づき体制を設けることとしている。
 - ロ. 監査役は、監査を行うにあたり監査室と連携を保っている。
- ⑦ 前号の従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 当該従業員の人事に関する事項については、監査役の意見を尊重する。
 - ロ. 監査役の職務を補助すべき当該従業員には、取締役から独立した立場で、監査役の指揮・命令に服する旨が周知されている。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役会は、「監査役会規定」に基づき、必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門の従業員に対して報告を求める旨を定めており、これを受けて監査役は情報収集ができることとなっている。
 - ロ. 監査役は、取締役会、経営執行会議等の重要な会議に出席し、情報を得られるようになっている。
 - ハ. 当グループは、従業員が、当グループの「コンプライアンス相談窓口」を通じ、法令等の違反行為等、当社または当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに相談できる体制を構築している。当グループの「コンプライアンス相談窓口」担当部署は、当グループの従業員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役へ報告している。
- ⑨ 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役及び監査役会は、「監査役会規定」等に基づき、取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題等の監査上の重要な課題につき、意見交換を行っている。また、会計監査人とも定期的に会合をもち、報告を受け、意見交換を行っている。
 - ロ. その他、監査役が監査を実施するにあたっては、会計監査人、監査室、子会社監査役と連携を密にするよう努めている。

【当該体制の運用状況の概要】

① C S R推進委員会に関する取り組み

C S R推進委員会のもとに置かれたコンプライアンス部会は年に4回開催し、当グループでの法令順守状況、コンプライアンス窓口への相談状況等を確認し、C S R推進委員会から指示された課題も含めて具体的な施策の検討を行い、関連部門への諸提案を行った。

また、リスクマネジメント部会は年に4回開催し、抽出された各リスクについて分析を行い、C S R推進委員会から指示された課題も含めて具体的な施策の検討を行い、関連する分科会への諸提案を行った。

上記の部会の活動状況はC S R推進委員会に報告され、C S R推進委員会にて課題に対する進捗状況の把握及び新たな課題を各部会に指示した。

② 監査役の監査体制

監査役は、監査役会で策定された方針ならびに計画に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査した。

また、監査の実効性の向上を図るべく、取締役社長・会計監査人・内部監査部門とそれぞれ意見交換を行った他、C S R推進委員会にも出席し、コンプライアンス・リスクマネジメントに関する状況を確認した。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容、基本方針の実現に資する取組み及び当社株式の大規模買付行為への対応策（以下、「本プラン」といいます。）の内容は次の通りです。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが望ましいと考えております。

もっとも、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、株式の大規模買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるものであると考えております。

しかしながら、昨今のわが国の資本市場においては、対象会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模な株式の買付行為を強行するといった動きがあり、このような株式の大規模買付行為の中には、Ⅰ. 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、Ⅱ. 株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、Ⅲ. 対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、Ⅳ. 対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社のビジネスは、下記②Ⅰ.「当社の経営理念と企業価値の源泉」においても示すとおり、顧客企業や従業員、地域社会など様々なステークホルダーの協業の上に成り立っており、これらのステークホルダーが安心して当社の事業に関わることができる健全な体制を構築し、グローバルに必要とされる先端的かつ高品質なサービスを安定的に供給していくことは、当社の企業価値を高めていく上で不可欠な要素となっております。当社株式の大規模買付行為を行う者が、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような不適切な大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないとして、当該者による大規模買付けに対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取り組み

I. 当社の経営理念と企業価値の源泉

当社は、以下の経営理念と「一人一人の工夫と努力を結集し製・販・技の連携プレー強化によって会社の繁栄と私達の生活向上を築きあげよう」を行動指針に定め、お客様からのニーズに迅速かつ的確にお応えできるよう努めております。

<経営理念>

1. 顧客第一主義の考えに立ってすべての物事を進める。
2. 環境の変化に柔軟に対応し適切な利益を確保して株主をはじめ関連先に報恩する。
3. 社会との調和をはかり、ワールドワイドな総合部品メーカーの地位を確保して人類の進運に寄与する。
4. 常に革新と業績の向上に努めて会社の繁栄を図り社員の生活向上を築き上げる。

上記経営理念に基づき、顧客、従業員、地域社会との関係を大切にすること、ワールドワイドな総合部品メーカーとしての役割を十分に認識した供給体制の構築、品質の向上、技術革新等が当社の企業価値を支える大きな源泉であると考えております。

II. 企業価値向上のための取り組み

当社は、市場構造、顧客ニーズの変化に迅速に対応し、新たな事業機会の獲得をすすめるため、海外生産対応による拡販や当社保有技術を生かした事業基盤の拡充による企業価値の向上を図ってまいります。技術開発においては、環境対応を第一に考え、燃費低減・次世代自動車等に対応した製品開発のほか、非自動車エンジン分野の拡大に向けて当社の固有技術等を核とした新製品の開発にも取り組んでおります。また、CSR推進委員会を設置し、CSR活動の強化に努めております。

III. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、「経営の透明性を高めること」、「ステークホルダーへの説明責任の達成」及び「経営の迅速化」をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、その強化を経営の重要課題の一つとして、積極的に取り組んでおります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

I. 本プラン導入の目的

本プランは、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模な買付けを抑止するための取り組みとして導入したものです。

II. 本プランの内容

(i) 大規模買付ルールの内容

大規模買付者が大規模買付行為を行う前に遵守すべき大規模買付ルールは、(ア)大規模買付者は事前に当社取締役会に対して当該大規模な買付行為に係る必要かつ十分な情報を提供する、(イ)一定の評価期間を設け、独立委員会に諮問の上、対抗措置の発動も含めた当社取締役会としての意見を形成及び公表する、(ウ)大規模買付者は(ア)及び(イ)の手続後に当該買付行為を開始するというものです。

(a) 本プランの対象となる大規模買付行為等

本プランは、当社株券等の保有割合が20%以上となる買付け又は所有割合が20%以上となる公開買付けに該当する行為若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案がなされる場合を適用対象とし、大規模買付者は、予め本プランに定められる大規模買付ルールに従わなければならないものとします。

(b) 意向表明書の提出及び情報の提供

本プランの対象となる大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大規模買付者及びそのグループの概要、大規模買付行為等の目的、方法及び概要並びに本プランで定められる大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言及び違反した場合の補償文言等を記載した意向表明書を提出して頂きます。

(c) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、一定期間を、当社取締役による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会検討期間」といいます。）として設定するものとします。

(d) 独立委員会の設置及び当社取締役会への勧告

当社は、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者を対象として選任するものとしています。

独立委員会は、取締役会検討期間内に、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容を検討し、対抗措置の発動の是非を含む勧告を当社取締役会に対して行います。

(e) 取締役会の決議・株主意思確認総会

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし、

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動に際して、独立委員会に対する諮問手続に加えて、(i)企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から大規模買付行為等の内容に踏み込んだ実質的な判断を行う必要があるかどうか並びにその他大規模買付行為等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、当社株主の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合、又は(ii)独立委員会が大規模買付行為等に対する対抗措置の発動に関して当社株主の意思を確認するべき旨の留保を付した勧告をした場合には、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定した上で、株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する当社株主の意思を確認することができるものとし、

(ii) 大規模買付行為等がなされた場合における対応策

(a) 対抗措置発動の条件

(ア) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により本プランに定める大規模買付ルールが遵守されない場合で、当社取締役会がその是正を書面により要請した後5営業日以内に是正がなされない場合には、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定しますが、かかる対抗措置の発動に関し、独立委員会における勧告手続に加えて、株主意思確認総会が開催される場合には、当該株主意思確認総会における当社株主の判断に従って対抗措置の発動を決定します。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為等に対する対抗措置の不発動を勧告します。なお、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為等に対する対抗措置の発動を勧告します。

(b) 対抗措置の内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為等に対する対抗措置は、原則として会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします。

(iii) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成29年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。但し、本プランの有効期間満了前であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる観点から本プランを随時見直し、本プランは当社株主総会または当社取締役会の決議により廃止又は変更されるものとします。

④ 本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

I. 買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

本プランは平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に沿った内容となっており、平成20年6月30日に経済産業省が設置した企業価値研究会から公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮したものとなっております。また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨にも合致するものとなっております。

II. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、大規模買付行為等が行われた際に、本プランにより当該大規模買付行為等が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間の確保、交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的で導入されるものです。

III. 株主意思を十分に尊重していること（サンセット条項）

本プランは、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会の承認を得て導入いたしました。また、当社取締役会が法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合又は独立委員会が当社株主の意思を確認するべき旨の留保を付した勧告をした場合には、対抗措置の発動の是非についても、株主総会において当社株主の意思を確認することができる形となっております。

IV. 取締役会の恣意性の排除

当社は、本対応策の適正な運用及び当社取締役会による恣意的な判断の防止により、その判断の合理性、公正性を担保するため、当社取締役から独立した機関として独立委員会を設置しました。大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

V. 客観的かつ合理的な要件の設定

本プランは、独立委員会において合理的かつ詳細な客観的要件が充足されたと判断されない限りは発動されないよう設定されております。

VI. デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決定により廃止することができるものとされており、当社といたしましては、本プランはいわゆるデッドハンド型買収防衛策・スローハンド型買収防衛策といった、経営陣によるプランの廃止を不能又は困難とする性格をもつライツプランとは全く性質が異なるものと考えます。

VII. 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を受けることができるとされており、これにより独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

以上の事業報告におけるご報告の数値は、「1. 企業集団の現況 (1) 当事業年度の事業の状況 ①事業の経過およびその成果」記載の比率および「2. 会社の現況 (1) 株式の状況 ④大株主 (上位10名)」記載の持株比率を除いて、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,184	流動負債	23,829
現金及び預金	4,112	支払手形及び買掛金	2,994
受取手形及び売掛金	9,263	電子記録債務	3,725
商品及び製品	5,080	短期借入金	4,818
仕掛品	1,901	1年内返済予定の長期借入金	5,668
原材料及び貯蔵品	1,735	リース債務	609
繰延税金資産	430	未払法人税等	171
その他	1,683	設備関係支払手形	370
貸倒引当金	△22	営業外電子記録債務	1,379
固定資産	39,563	その他	4,092
有形固定資産	30,740	固定負債	10,560
建物及び構築物	9,400	長期借入金	5,729
機械装置及び運搬具	14,039	リース債務	379
土地	5,252	繰延税金負債	494
建設仮勘定	1,099	退職給付に係る負債	3,806
その他	948	その他	150
無形固定資産	734	負債合計	34,390
投資その他の資産	8,087	(純資産の部)	
投資有価証券	7,051	株主資本	25,238
長期貸付金	1	資本金	9,839
退職給付に係る資産	556	資本剰余金	5,875
繰延税金資産	211	利益剰余金	9,862
その他	312	自己株式	△339
貸倒引当金	△45	その他の包括利益累計額	3,602
		その他有価証券評価差額金	2,945
		繰延ヘッジ損益	△12
		為替換算調整勘定	1,435
		退職給付に係る調整累計額	△765
		新株予約権	50
		非支配株主持分	467
資産合計	63,747	純資産合計	29,357
		負債・純資産合計	63,747

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	52,199
売上原価	40,814
売上総利益	11,385
販売費及び一般管理費	8,836
営業利益	2,549
営業外収益	442
受取利息	8
受取配当金	219
スクラップ売却益	53
その他	160
営業外費用	549
支払利息	225
為替差損	124
その他	199
経常利益	2,442
特別利益	99
補助金収入	99
税金等調整前当期純利益	2,541
法人税、住民税及び事業税	596
法人税等調整額	370
当期純利益	1,574
非支配株主に帰属する当期純損失	31
親会社株主に帰属する当期純利益	1,605

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	9,839	5,875	8,751	△343	24,123
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△493	－	△493
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	1,605	－	1,605
新株予約権の行使	－	－	△1	5	4
自己株式の取得	－	－	－	△1	△1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
当連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,110	4	1,115
平成28年3月31日残高	9,839	5,875	9,862	△339	25,238

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
平成27年4月1日残高	4,458	△18	1,855	333	6,629	39	534	31,325
当連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	△493
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	1,605
新株予約権の行使	－	－	－	－	－	－	－	4
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△1,513	6	△420	△1,099	△3,027	10	△66	△3,083
当連結会計年度中の変動額合計	△1,513	6	△420	△1,099	△3,027	10	△66	△1,968
平成28年3月31日残高	2,945	△12	1,435	△765	3,602	50	467	29,357

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,802	流動負債	20,718
現金及び預金	456	支払手形	249
受取手形	881	電子記録債権	2,288
売掛金	7,053	買掛金	6,178
商品及び製品	1,547	短期借入金	3,718
仕掛品	1,058	1年内返済予定の長期借入金	5,481
原材料及び貯蔵品	265	リース債権	159
前払費用	54	未払金	686
繰延税金資産	234	未払費用	986
関係会社短期貸付金	1,968	前受金	16
未収入金	1,207	預り金	101
その他	73	設備関係支払手形	250
固定資産	41,138	営業外電子記録債権	599
有形固定資産	14,152	固定負債	7,779
建物	4,657	長期借入金	5,049
構築物	195	リース債権	346
機械及び装置	5,212	繰延税金負債	702
車両運搬具	13	退職給付引当金	1,613
工具、器具及び備品	369	その他	67
土地	3,096	負債合計	28,497
建設仮勘定	608	(純資産の部)	
無形固定資産	600	株主資本	24,460
借地権	400	資本金	9,839
ソフトウェア	150	資本剰余金	5,810
その他	43	資本準備金	5,810
その他の資産	5	利益剰余金	9,150
投資その他の資産	26,385	その他利益剰余金	9,150
投資有価証券	7,051	固定資産圧縮積立金	19
関係会社株式	15,076	別途積立金	1,600
出資金	1	繰越利益剰余金	7,530
関係会社出資金	2,599	自己株式	△339
役員従業員長期貸付金	1	評価・換算差額等	2,932
関係会社長期貸付金	1,087	その他有価証券評価差額金	2,945
長期前払費用	44	繰延ヘッジ損益	△12
前払年金費用	462	新株予約権	50
その他	98		
貸倒引当金	△37		
資産合計	55,941	純資産合計	27,443
		負債・純資産合計	55,941

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	34,238
売 上 原 価	28,422
売 上 総 利 益	5,816
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,619
営 業 利 益	197
営 業 外 収 益	1,291
受 取 利 息	47
受 取 配 当 金	1,110
為 替 差 益	2
受 取 地 代 家 賃	63
そ の 他	67
営 業 外 費 用	311
支 払 利 息	192
そ の 他	118
経 常 利 益	1,176
特 別 利 益	99
補 助 金 収 入	99
税 引 前 当 期 純 利 益	1,275
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	113
法 人 税 等 調 整 額	118
当 期 純 利 益	1,043

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益 剰余 合計		
		資 準 備 金	資 剰 余 金 計	その他利益剰余金						
				固定資産 圧縮 積立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰余金				
平成27年4月1日残高	9,839	5,810	5,810	24	1,600	6,976	8,600	△343	23,907	
当事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	△4	-	4	-	-	-	
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△493	△493	-	△493	
当期純利益	-	-	-	-	-	1,043	1,043	-	1,043	
新株予約権の行使	-	-	-	-	-	△1	△1	5	4	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△1	△1	
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当事業年度中の変動額合計	-	-	-	△4	-	553	549	4	553	
平成28年3月31日残高	9,839	5,810	5,810	19	1,600	7,530	9,150	△339	24,460	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成27年4月1日残高	4,458	△18	4,439	39	28,386
当事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	△493
当期純利益	-	-	-	-	1,043
新株予約権の行使	-	-	-	-	4
自己株式の取得	-	-	-	-	△1
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)	△1,513	6	△1,507	10	△1,496
当事業年度中の変動額合計	△1,513	6	△1,507	10	△943
平成28年3月31日残高	2,945	△12	2,932	50	27,443

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

日本ピストンリング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	薬袋政彦	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡辺伸啓	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田大輔	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ピストンリング株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ピストンリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

日本ピストンリング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	薬袋政彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡辺伸啓	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田大輔	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ピストンリング株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。
計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、重要な子会社に赴き調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四. 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

日本ピストンリング株式会社 監査役会

常勤監査役	西城宏人	㊟
常勤監査役	鈴木保雄	㊟
監査役	石橋博	㊟
監査役	本間義昭	㊟
監査役	高井治	㊟

(注) 監査役石橋博、監査役本間義昭及び監査役高井治は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第120期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円

なお、この場合の配当総額は493,198,620円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役 山本 彰、大石 滋、坂本裕司、大谷正明の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>やまもと あきら 山本 彰 (昭和33年2月9日生)</p> <p>再任</p>	<p>昭和56年4月 当社入社</p> <p>平成14年10月 当社管理センター長</p> <p>平成16年4月 当社執行役員製造本部生産管理部長</p> <p>平成18年6月 当社取締役経営企画部長</p> <p>平成21年6月 当社取締役経営企画部長、経営企画部・海外事業部担当</p> <p>平成25年6月 当社代表取締役社長、監査室担当（現任）</p>	6,900株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>山本彰氏は、長年にわたり当グループの経営を指揮し、事業構造改革等、大きな成果を上げてまいりました。引き続き、経営全般に関する豊富な知識と経験が当社に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p style="text-align: center;"> <small>おお いし しげる</small> 大石 滋 (昭和31年7月19日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">再任</div> </p>	<p>昭和54年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行</p> <p>平成20年6月 株式会社新生銀行執行役大阪支店長</p> <p>平成23年4月 新生証券株式会社代表取締役社長</p> <p>平成24年4月 当社顧問</p> <p>平成24年6月 当社代表取締役、経営管理部・総務部・情報システム部担当</p> <p>平成25年6月 当社代表取締役常務取締役、経営管理部・総務部・情報システム部担当</p> <p>平成27年6月 当社代表取締役副社長、経営管理部・総務部・情報システム部担当（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社日ピス岩手取締役社長、エヌピーアール オブ アメリカ社取締役、サイアム エヌピーアール社取締役会長、日環自動車部品製造（儀征）有限公司董事</p>	2,600株
<p>（取締役候補者とした理由）</p> <p>大石滋氏は、金融機関での経営全般にわたる豊富な経験と幅広い見識を有しており、当グループの企業価値の持続的向上に貢献してまいりました。引き続き、当グループの経営への貢献を期待できることから、取締役候補者といたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p style="text-align: center;">さか もと ゆう じ 坂 本 裕 司 (昭和32年10月22日生)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; margin: 0 auto; padding: 2px;">再任</div>	<p>昭和52年7月 当社入社 平成13年4月 当社東京東営業部長 平成16年4月 当社執行役員営業本部東京営業部長 平成18年6月 当社取締役営業本部副本部長、営業本部営業企画部長 平成25年6月 当社常務取締役、営業企画部・東京営業部・名古屋営業部・大阪営業部・国際営業部・船用事業推進部担当 平成26年7月 当社常務取締役、営業企画部・東京営業部・名古屋営業部・大阪営業部・国際営業部・船用事業推進部・株式会社日本リングサービス担当（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) エヌピーアール オブ ヨーロッパ社取締役、儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司董事</p>	5,800株
<p>(取締役候補者とした理由) 坂本裕司氏は、主に営業部門を指揮し、当グループの成長・発展に貢献してまいりました。引き続き、当グループでの豊富な業務経験と経営に関する知識と能力が当社に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	<p style="text-align: center;"> <small>よう ちゅう りょう</small> 楊 忠 亮 (昭和37年7月20日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">新任</div> </p>	<p>平成 7 年 4 月 当社入社</p> <p>平成 19 年 4 月 当社海外事業本部 日環汽车零部件製造（儀征）有限公司工場長</p> <p>平成 23 年 5 月 日環汽车零部件製造（儀征）有限公司董事長兼総経理（現任） 日塞環汽车零部件製造（鎮江）有限公司董事長兼総経理</p> <p>平成 24 年 12 月 日環粉末冶金製造（儀征）有限公司董事長兼総経理</p> <p>平成 25 年 7 月 当社執行役員（現任） 儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司董事長兼総経理（現任）</p>	564株
<p>(取締役候補者とした理由) 楊忠亮氏は、技術・製造部門における高い専門性を有し、海外子会社のトップを務める等、当グループのグローバル経営に貢献してまいりました。これらの豊富な知識と経験が当グループの企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役 西城宏人、石橋 博、本間義昭の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>佐藤嘉博 (昭和35年12月7日生)</p> <p>新任</p>	<p>昭和58年4月 株式会社日ピス福島製造所入社 平成8年8月 当社転籍 平成16年4月 当社経理部長 平成25年4月 当社栃木工場長 平成27年4月 当社執行役員、栃木工場長 平成28年4月 当社執行役員経営企画部担当役員付 (現任)</p>	4,654株
	<p>(監査役候補者とした理由) 佐藤嘉博氏は、主に経理財務部門における高い専門性を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査し、経営の健全性確保に貢献することが期待できることから、監査役候補者としたしました。</p>		
2	<p>石橋博 (昭和23年7月10日生)</p> <p>再任</p>	<p>昭和49年4月 弁護士登録 丸の内総合法律事務所入所 (現任) 平成16年6月 当社監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 丸の内総合法律事務所弁護士 株式会社松屋社外監査役</p>	4,200株
	<p>(社外監査役候補者とした理由) 石橋博氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、企業法務に精通した弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、引き続き、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査し、経営の健全性確保に貢献することが期待できることから、社外監査役候補者としたしました。</p>		

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p>木村博紀 (昭和37年1月19日生)</p> <p>新任</p>	<p>昭和59年4月 朝日生命保険相互会社入社</p> <p>平成24年4月 同社執行役員資産運用統括部門財務・不動産専管部門長</p> <p>平成25年7月 同社取締役執行役員資産運用統括部門長</p> <p>平成27年4月 同社取締役常務執行役員、資産運用企画部・証券運用部担当</p> <p>平成28年4月 同社取締役常務執行役員、経営企画部・主計部担当(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>朝日生命保険相互会社取締役常務執行役員、朝日ライフアセットマネジメント株式会社社外監査役、関東電化工業株式会社社外監査役</p>	0株
<p>(社外監査役候補者とした理由)</p> <p>木村博紀氏は、生命保険業界での経営全般にわたる豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査し、経営の健全性確保に貢献することが期待できることから、社外監査役候補者としていたしました。</p>			

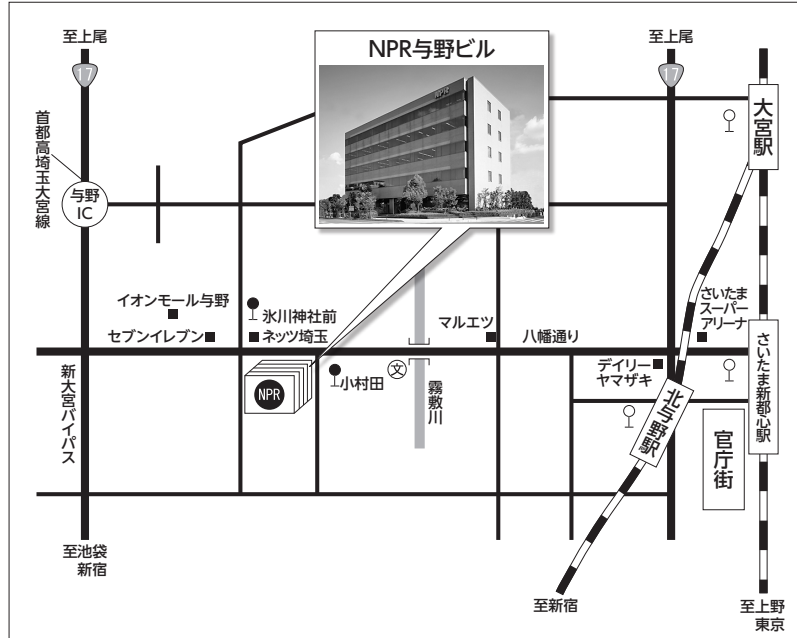
- (注) 1. 佐藤嘉博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石橋博氏は、丸の内総合法律事務所の弁護士であり、当社は同事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、石橋博氏個人と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 木村博紀氏は、朝日生命保険相互会社の取締役常務執行役員であります。同社は当社株式を259千2百株保有しておりますが、木村博紀氏個人と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 石橋博氏および木村博紀氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は石橋博氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認可決された場合には、独立役員の届出を継続いたします。また木村博紀氏につきましても、同氏の選任が承認可決された場合は、独立役員として同証券取引所に届け出る予定です。
5. 監査役候補者が現任の監査役である場合の地位および担当、また社外監査役である場合の就任後の年数について
- 石橋博氏は、現在当社の非常勤の監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって12年となります。
6. 監査役候補者との責任限定契約について
- 石橋博氏は、現在、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。本議案において同氏の再任が承認可決された場合には、本契約は継続されることとなります。
- 木村博紀氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

<メモ欄>

株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号
NPR与野ビル（当社本社ビル）2階ホール
TEL：048-856-5011（代表）



交通

- ・ JR北与野駅
徒歩 約12分
バス（バス乗り場） 約5分
国際興業バス（新都01）「北浦和駅」、西武バス（新都11）「大宮駅西口」行き
「小村田」下車
- ・ JRさいたま新都心駅（西口）
徒歩 約20分
バス（西口バス乗り場） 約9分
国際興業バス（新都01）「北浦和駅」、西武バス（新都11）「大宮駅西口」行き
「小村田」下車
- ・ JR大宮駅（西口）
バス（午前8:59まで9番乗り場 午前9:00以降3番乗り場） 約15分
西武バス（大39）「加茂川団地（円阿弥経由）」、
（大39-1）「さいたま市民医療センター」、（大40）「大宮南高校」行き
「水川神社前」下車